

須賀川市いじめ防止基本方針

須賀川市・須賀川市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2～6
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめの理解	
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	7～16
1 いじめの防止等のために市及び市教育委員会が実施する施策	
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
3 重大事態への対処	
参考資料	
1 いじめの構造と態様	17～20
2 いじめ問題への取組についてのチェックポイント	21～22
3 いじめ発見のチェックポイント	23～24
4 いじめに関する報告書形式	25～28
いじめに関する報告書	25
いじめ解消までの経過観察シート	26
いじめ解消までの経過観察シート 記入・活用要領	27
いじめ事案（重大事態）に係る聴取結果報告	28
5 須賀川市いじめ問題専門委員会設置要綱	29
6 須賀川市公立小・中学校出席停止命令に関する要綱	30～31
出席停止に係る意見具申書	32
出席停止通知書	33
出席停止解除通知書	34
7 須賀川市立中学校における重大事態についての調査報告【概要版】	35～44
引用・参考文献	45

平成26年4月1日 策 定
平成30年2月19日 改 定
令和 3年2月1日 改 定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

国は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)を平成25年9月28日に施行し、法第11条の規定に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)を、平成25年10月11日に策定した。また、いじめ防止等のための対策については、平成29年3月14日、国の基本方針を改定するとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定する等、見直しを行った。

本市では、平成24年度末にいじめの未然防止、早期発見及び早期対応のために「いじめ対応マニュアル」を、平成26年4月に「須賀川市いじめ防止基本方針」を策定した。また、国及び県の基本方針改定及び平成29年1月27日に起きた重大事態に係る本市いじめ問題専門委員会による答申の提言を受けて、平成30年2月19日「須賀川市いじめ防止基本方針」の改定を行った。今回、本市「いじめ防止基本方針」の改定から2年が経過したこと、また、令和2年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」等を受けて、一部内容を改定した。

各学校においては、この冊子を実際はいじめ事案の対応に活用することはもちろん、「いじめ防止対策推進法」により義務付けられた学校の「いじめの防止のための対策に関する基本的な方針」の策定や、いじめに関する校内研修の資料とするなど、積極的に活用して、いじめ問題の克服に向けた活動を、総合的かつ効果的に推進されることを心から願うものである。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。

いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。

いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

参考「いじめ防止対策推進法」（抜粋）

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等（※1）に対して、当該児童等が在籍する学校（※2）に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2 「学校」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえることが大切である。

- （1）いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- （2）いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- （3）特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- （4）けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- （5）インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- （6）教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

3 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- (6) 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

ア 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

イ 保護者は、家庭において、子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。

ウ 教育委員会は、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめ防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減すると解してはならない。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

このため、いじめは大人が気付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

イ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携しながら対応する。

イ 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠であり、いじめ問題についても家庭、地域との連携による組織的な取り組みに努める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会と関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が、日頃から、双方の担当者が、情報を共有できる体制の構築に努める。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市及び市教育委員会が実施する施策

(1) 市及び市教育委員会は、本いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うための組織が設置されるまでの間、市教育委員会事務局がこれに代わりその任を行う。

(2) 重大事態への対処及び再発防止のための組織の設置

「須賀川市いじめ問題専門委員会」（設置要綱【参考資料】）

法第28条第1項に規定する重大事態の調査を行うため、市教育委員会の附属機関として「須賀川市いじめ問題専門委員会」を設置する。

市教育委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生し、必要と判断したとき、本専門委員会において調査を行う。

構成員には教育、法律、心理、福祉、人権等の専門的な知識及び経験を有する者を任命する。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするために必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設

け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(3) 市教育委員会が実施する施策

ア 各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取り組み等について、定期的に報告を求め、取り組み状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取り組みの充実を促すなど、適切に指導・助言する。

イ 児童生徒のいじめ防止等の重要性の理解を深めるため、学校と連携しいじめ防止等の啓発活動に取り組む。

ウ いじめ防止のための対策の充実に向け、いじめを含む教育相談に応じるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置等を行う。

エ 障がいの有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習などを通じて障がいのある児童生徒に対する適切な支援や指導を充実させる「特別支援教育」を推進する。

オ 各学校において、PTAとの連携により、スマートフォンや携帯電話等のインターネット機器の利用に関する研修会等の開催を促すなど、適切に指導・助言をする。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と共有

学校は、国・県及び市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるとともに、**学校のホームページなどで公開する。**

その際、以下の点について取り組むこと。

ア 学校基本方針に以下の内容を盛り込む。

- ・いじめの防止等の対策のための組織
- ・いじめの未然防止のための取組
- ・いじめの早期発見のための取組
- ・いじめに対する措置
- ・年間計画
- ・評価と改善

イ 次の手順を踏み、学校基本方針の内容検討及び共有を毎年行う。

- ・本基本方針の参考資料にある、「須賀川市立中学校における重大事態における調査報告【概要版】」を全職員で読み合わせし、内容検討及び共有の趣旨確認と意識統一を図る。
- ・全職員で「定義」「組織」「対応」等、内容を確認し共有するとともに協議しながら行う。
- ・協議した改定案を、児童生徒や保護者、学校評議員等に周知し意見を募る。
- ・集約した意見を加味して再検討し、新たな方針として公表する。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校において組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に取り組むため、「学校いじめ対策委員会(例)」を置く。

また、いじめに対しては、学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーその他、外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ア 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有，分析を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係する児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

イ 留意事項

- いじめの防止等の中核となる組織として，的確にいじめの疑いに関する情報を共有し，組織的に対応することが必要である。特に，いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり，当該組織が，情報の収集と記録，共有，分析を行う役割を果たすため，教職員に，ささいな兆候や懸念，児童生徒からの訴えでも，抱え込まずに，**又は対応不要であると個人で判断せずに**，直ちに全て当該組織に報告・相談するよう求めるとともに，当該組織に集められた情報は，個別の児童生徒ごとに記録し，複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針の策定や見直し，学校で定めたいじめ防止の取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，学校のいじめの防止等の取り組みについてP D C Aサイクルで検証を担う。
- 当該組織を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については，学校の管理職や生徒指導担当教員，学年主任，養護教諭，学級担任や部活動指導に関わる教職員などから，組織的対応の中核として機能するような体制を，学校の実情に応じて決定する。これに加え，個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど，柔軟な組織とすることが有効である。
- 当該組織を実際に機能させるに当たっては，適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう，構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど，学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお，法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について，学校がその調査を行う場合は，この組織を母体としつつ，当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど，適切に対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

- いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- 未然防止を図るためには、児童生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- 指導にあたっては、児童生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

イ 早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証および組織的な対処方法について定めておく必要がある。
- 学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底し、学校いじめ対策組織に情報を報告し適切に対応する。

ウ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

A いじめに係る行為が止んでいること。

(被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。)

B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

※「いじめ解消までの経過観察シート」【参考資料】等を活用して、相当期間の教職員の観察見守りの状況、児童生徒の証言や状況、保護者の児童生徒を観察した証言等を記録し、学校いじめ対策組織で検討の上、解消の判断をすることが必要である。

これは、学校側の死角、保護者側の死角を互いに埋め合い、理解や納得を得るまでは、いじめの解決には至らないという視点からである。学校側から見える被害児童生徒、加害児童生徒の状況と保護者側から見える被害児童生徒の状況の双方を確認し、互いに補完し合うことで、いじめの解消の状況が見えてくる。それを全ての職員が均一に行うためのものが、「いじめ解消までの経過観察シート」である。

3 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該雄学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 調査を要する重大事態

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

ア 法第28条の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

イ 市教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。

ウ 調査が学校主体となる場合と、市教育委員会が主体で行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果が得られないと、市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、市教育委員会で調査を実施し又は共同で行うものとする。

学校が、調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して、必要な指導、人的な措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

学校が調査する場合は、「学校いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた組織が行う。

市教育委員会が調査する場合は、「須賀川市いじめ問題専門委員会」(設置要綱【参考資料】)が行う。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア いじめられた児童生徒から聞き取りが可能な場合

- いじめた児童生徒から十分に聴き取る。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。
- いじめた児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活

復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

イ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の留意点

○ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(6) 児童生徒の自殺が起こった場合の調査

自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

ア 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限り丁寧な説明を行う。

ウ 市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り丁寧に説明を行う。

オ 背景調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

カ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

キ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

(7) 調査結果の提供及び報告

ア 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為が、いつ、誰から行わ

れ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか) について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- 教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

市教育委員会は、その調査結果を市長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8) 調査結果を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

法第28条第1項の規定による調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査結果について再調査を行うことができる。

再調査についても、市教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関として、「須賀川市いじめ問題調査委員会」を設置する。

ウ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

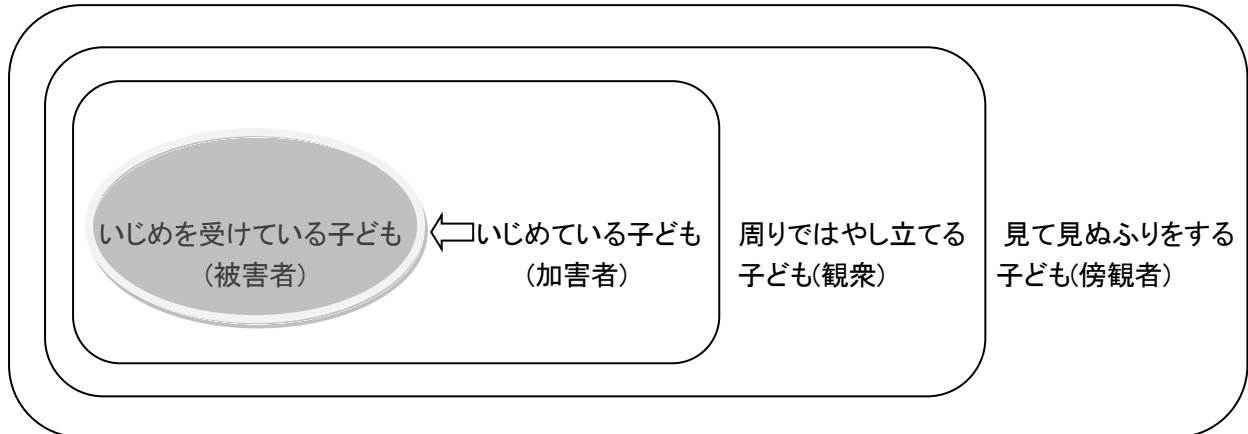
市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項の規定に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

【参考資料】

1 いじめの構造と態様

(1) いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、いじめを助長としていることを認識する必要がある。また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転することもある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

(2) いじめの態様

① いじめが与える苦痛

心理的苦痛	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
	仲間はずれ、集団による無視をされる。
	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
物理的苦痛	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
	金品をたかられる。
暴力的苦痛	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
その他	

ア いじめの態様としては、心理的苦痛を与えるものが最も多く発生している。

イ 暴力的苦痛は心理的苦痛が、物理的苦痛は心理的苦痛と暴力的苦痛が重複することが考えられる。

ウ いじめられている児童生徒にとっては、どれをとっても大変な苦痛であることを認識しなければならない。

② いじめに発展する主なケース

ア 遊びの延長

勝敗を決する遊びの場合、負けた子の気持ちの持ち方次第では、結果としていじめとなることもある。この場合、いじている側は自覚に乏しい傾向が強い。

イ ゲーム感覚によるもの

「不幸の手紙」「デス・ノート」「失神ゲーム」など、ゲーム感覚で『面白いから…』という理由がきっかけでいじめになることが多い。また、クラス内でひそかに始まり、子どもから子どもへと広範囲に渡る傾向がある。

ウ 子ども同士のトラブル

気の合わない子ども同士による衝突は、互いの意志がぶつかり、「喧嘩」となりやすい。「喧嘩」は双方向の争いであり、勝ち負けが決まれば必要以上に攻撃しない。しかし、どちらかが一方的に被害を受けている状況で必要以上の攻撃はいじめとなる。反面、仲の良い友だち同士の場合では、子ども同士でトラブルを修復する能力が乏しいと陰湿ないじめへと発展する危険がある。

エ 外見的なもの

身体的な特徴(体格・体質)や障がい、容姿、服装などを思いのままに言葉や態度で表すといじめとなる場合が多い。特に成長とともに感性が発達し、自分以外の存在を意識する年齢に至っては、精神的苦痛を感じるようになり、言葉だけで自己否定から生命の危機となることがある。

オ 発達障がいに起因するもの

発達障がいのある子どもは、人と上手にコミュニケーションが取れずに誤解され、いじめの対象となってしまうケースがある。

- ・知的障がい
- ・広汎性発達障がい（自閉症・アスペルガー症候群）
- ・特異的発達障がい（学習障がい(LD)、運動能力障がい）
- ・注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

※ 子どもが発達障がいではないか、発達障がいと思われる言動からからよく級友にからかわれる等の問題がある場合、市教委の特別支援教育担当指導主事に相談する。

③ いじめと犯罪

いじめの内容及び程度によっては、明らかに犯罪と判断されるものもある。児童生徒には、いじめが犯罪になる場合があることを理解させ、罪を犯さないようにしっかり指導することが必要である。

いじめの様態	関係する刑法の罪名と条文
脅し文句	刑法 222 条 (脅迫) 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した。
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	刑法 223 条 (強要) 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した。
	刑法 176 条 (強制わいせつ) (注 親告罪) 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をした。
冷やかしからかいパソコンや携帯電話による誹謗中傷	刑法 230 条 (名誉毀損) (注 親告罪) 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した。
	刑法 231 条 (侮辱) (注 親告罪) 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	刑法 235 条 (窃盗) 他人の財物を窃取した。
	刑法 261 条 (器物損壊等) (注 親告罪) 他人の物を損壊した、傷害した。
金品をたかられる	刑法 236 条 (強盗) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した。
	刑法 249 条 (恐喝) 人を恐喝して財物を交付させた。
ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	刑法 204 条 (傷害) 人の身体を傷害した。
	刑法 205 条 (傷害致死) 身体を傷害し、よって人を死亡させた。
	刑法 208 条 (暴行) 暴行を加えたが、人を傷害するに至らなかった。
その他	刑法 130 条 (住居侵入等) 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった。
	刑法 202 条 (自殺関与) 人を教唆(飛び降りろなどと言う)して自殺を促した。
	刑法 41 条 (責任年齢) 14歳に満たない者の行為は、罰しない。

(注) 親告罪…被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪

④ 警察等関係機関との連携

子どもが成長していく過程においては、学校だけで解決できない問題を抱えることもある。そのような場合は、学校だけで対応するには限界があるので関係機関との連携が不可欠となる。

教育委員会との連携は当然だが、緊急時には病院や警察など外部の専門機関と早期に連携して対応する。

2 いじめ問題への取組についてのチェックポイント

(1) 教育委員会

《学校の取組の支援等・体制整備》

1	いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針の明確化、積極的な指導
2	学校のいじめ問題についての学校訪問・調査の実施等を通じた実態の的確な把握
3	学校や保護者等からのいじめ報告に際しての、迅速な実情の把握と適切な学校への支援・保護者等への対応
4	学校のニーズに応じた研修講師やスクールカウンセラー等の派遣
5	指導上困難な課題を抱える学校に対する重点的な指導、助言、援助
6	深刻ないじめを行う児童生徒に対する出席停止措置等必要な体制の整備
7	いじめられる児童生徒の就学校の指定の変更等による弾力的な措置体制の整備
8	保護者からの相談を直接受けとめることのできるような教育相談体制の整備
9	教育相談機関(適応指導教室、すこやかテレフォン等)や教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口の児童生徒、保護者、教師への周知
10	教育相談の内容に応じた学校と連絡・協力した継続的な事後指導
11	いじめ問題の解決のための関係部局・機関との適切な連携協力体制の整備

《教員研修》

12	いじめの問題に留意した教員の研修の実施
13	実効性のある学校の取組等実践事例の蓄積と各学校への発信
14	いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配布

《家庭・地域との連携》

15	学校とPTA、地域の関係団体等が一体となった地域ぐるみの対策を推進
16	いじめの問題への取組の重要性の認識や家庭・地域の取組推進のための啓発・広報活動の実施

(2) 学校

《指導体制》

1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制（「いじめ防止対策委員会」）を確立して実践に当たっている。
2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて研修会を開いたり職員会議等で取り上げたりして、共通理解を図っている。
3	特定教員の抱え込みや事実の隠蔽がなく、学校全体で対応する体制が確立している。

《教育指導》

4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めている。特に、「いじめは人間として許されない」との認識に立って指導に当たっている。
5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めている。
6	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われている。
7	学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われている。

8	幅広い生活体験や社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の推進を図っている。
9	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
10	いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
11	いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。

《早期発見・早期対応》

13	日頃から、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。
14	聞き取り調査や質問紙調査で、きめ細かく児童生徒の生活実態の把握に努めている。
15	スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めている。
16	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応している。
17	いじめの訴えがあったときは「いじめ対策委員会」を編成し、問題を軽視せずに保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。
18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っている。
19	校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されている。また、適切に機能している。
20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。
21	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られている。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われている。
22	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われている。

《家庭・地域社会との連携》

23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。
24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図っている。
25	いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。また、学校のみで解決することに固執していない。
26	P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めている。

3 いじめ発見のチェックポイント

(1) 学校

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切である。

朝の会	遅刻・欠席が増える。
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
	表情がさえず、うつむきがちになる。
	健康観察の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
授業開始時	持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
	忘れ物が多くなる。
	用具・机・椅子等が散乱している。
	周囲が何となくざわついている。
授業中	一人だけ遅れて教室に入る。
	席を替えられている。
	頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
	保健室によく行くようになる。
休み時間	グループ分けで孤立しがちである。
	正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
	テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
	教室や図書室に一人である。
給食時	今まで一緒だったグループからはずれている。
	訳もなく階段や廊下を歩いたり、用もないのに職員室に来たりする。
	友だちと一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
	理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
清掃時	机を寄せて席を作ろうとしない。
	その子どもが配膳すると嫌がられる。
	食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしない。わざと多く盛りつける）
	食欲がない。
放課後	笑顔が無く、黙って食べている。
	その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
	その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
	他の子どもと一人離れて清掃している。
その他	皆の嫌がる分担をいつもしている。
	目の前にゴミを捨てられる。
	下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
	みんなの持ち物を持たされている。
	通常に通学路を通らずに帰宅する。
その他	靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
	教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
	叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
	独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
	教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
宿題や集金などの提出が遅れる。	
刃物など、危険な物を所持する。	

(2) 家庭

保護者から、子どもの家庭の様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
表情が暗くなり、言葉数が減る。
いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
不審な電話や嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
急激に成績が下がる。

(3) いじめ電話相談・・・児童生徒本人や保護者が相談できる関係機関リスト

- ・教育委員会学校教育課 0248-88-9168
- ・こども課（家庭児童相談室） 0248-88-8115
- ・須賀川市すこやかテレフォン 0248-75-1919
- ・市役所 生活課、市民相談室 0248-88-9132
- ・子どもと家庭テレフォン相談
（県中央児童相談所） 024-536-4152
- ・県中児童相談所 024-935-0611
- ・県教育センター「ダイヤルSOS」 0120-453-141
- ・ふくしま24時間子ども 0120-916-024
- ・県精神保健福祉センター（こころの電話） 024-535-5560
- ・須賀川警察署（生活安全課） 0248-75-2121
- ・いじめ110番（県警察本部） 0120-795-110
- ・福島県警察本部県民サービス課
（少年相談窓口ヤングテレホン） 024-526-1189
- ・子ども人権110番（法務省） 0120-007-110

4 いじめに関する報告書形式

取扱注意

いじめに関する報告書

※ 各欄に必要な事項を記入するとともに、選択事項は該当する□をチェックしてください。

学校名	
-----	--

該当者の有無	(有 無)
--------	-------

NO.	報告の有無	(報告済 新規)
-----	-------	------------

※ どちらかを丸で囲む。

被害児童生徒	学 年	性 別	男 ・ 女	氏 名	
いじめの内容	誰から	(複数回答可) <input type="checkbox"/> 同級生級の児童生徒 <input type="checkbox"/> 同学年の児童生徒 <input type="checkbox"/> 異学年の児童生徒			
	いつから	平成・令和 年 月 日 【認知した日】平成・令和 年 月 日			
	頻度	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週2～3回 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> 1～2回 <input type="checkbox"/> その他			
	どのように (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 悪口・陰口・冷やかす・からかい・嫌なことを言う(「死ね」) <input type="checkbox"/> 仲間はずれや集団による無視 <input type="checkbox"/> 金品をたかられる <input type="checkbox"/> 軽くぶつかる、遊ぶふりで叩く・蹴る <input type="checkbox"/> 金品隠しや盗み <input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをさせられる(ズボン下げ) <input type="checkbox"/> パソコンや携帯での誹謗中傷・悪口 <input type="checkbox"/> その他()			
いじめ発見の きっかけ (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 担任の教師が発見 <input type="checkbox"/> 他の教師からの情報 <input type="checkbox"/> 部活動顧問からの情報 <input type="checkbox"/> 養護教諭からの情報 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー、相談員等からの情報 <input type="checkbox"/> 保護者からの訴え <input type="checkbox"/> いじめられた児童生徒からの訴え <input type="checkbox"/> 他の児童生徒からの訴え <input type="checkbox"/> 相談電話や関係機関等からの連絡 <input type="checkbox"/> 全校的な実態調査から <input type="checkbox"/> その他()				
学校のいじめに 対する取組み (複数回答可)	<input type="checkbox"/> いじめ防止等の組織で対応した <input type="checkbox"/> 職員会議を通じて共通理解を図った <input type="checkbox"/> 学年会組織で対応した <input type="checkbox"/> 道徳や特別活動で指導した <input type="checkbox"/> 生徒会等で主体的にいじめを考え、人間関係作りを促進した <input type="checkbox"/> 聴き取りやアンケート調査を行い、実態を把握した <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー、相談員、養護教諭等が相談にあたった <input type="checkbox"/> いじめ防止等の組織や教育相談の体制を整備した <input type="checkbox"/> 相談窓口の周知と広報をした <input type="checkbox"/> 地域の関係機関と連携協力した <input type="checkbox"/> 家庭と協力した <input type="checkbox"/> 担任が指導した <input type="checkbox"/> 養護教諭が指導した <input type="checkbox"/> 集会を開いて指導した <input type="checkbox"/> 席やグループ替え <input type="checkbox"/> 別室での学習 <input type="checkbox"/> その他()				
いじめの 解消の現状	<input type="checkbox"/> 解消した(少なくとも3か月以上の経過観察の後判断し、本人、保護者も了承している) <input type="checkbox"/> 解消にむけて経過観察中 <input type="checkbox"/> 改善が見られないため指導を継続している <input type="checkbox"/> 再発したため、解消にむけ再始動 <input type="checkbox"/> その他()				
被害児童生徒	(通学状況・学習状況・心身状況 等)				
保護者の現状	(いじめの認識、対応への理解、児童生徒への関わり 等)				
そ の 他					

※ 被害児童生徒名はイニシャルではなく、氏名を記入してください。

いじめ解消までの経過観察シート

学年 組名 氏名	年 組 氏名	(男・女)
認知した日	年 月 日 ()	関わった児童生徒氏名
概要		指導の概要
<input type="checkbox"/> 保護者との連携(年 月 日) 父・母 (概要理解・対応への理解と協力・児童生徒への関わり)		<input type="checkbox"/> 保護者との連携(年 月 日) 父・母 (概要理解・対応への理解と協力・児童生徒への関わり)
<input type="checkbox"/> 経過観察基準日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 経過観察を行うこと及び聴き取り日の説明 (本人) <input type="checkbox"/> 保護者		
<input type="checkbox"/> 1週間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者からの聴取(年 月 日) 聴取者;()
<input type="checkbox"/> 次の1週間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者からの聴取(年 月 日) 聴取者;()
<input type="checkbox"/> 次の2週間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者からの聴取(年 月 日) 聴取者;()
<input type="checkbox"/> 次の2週間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者からの聴取(年 月 日) 聴取者;()
<input type="checkbox"/> さらに2週間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者からの聴取(年 月 日) 聴取者;()
<input type="checkbox"/> さらに1ヶ月間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者からの聴取(年 月 日) 聴取者;()
いじめ防止等組織としての判断(年 月 日)		年 月 日 経過観察3か月の終了とフォローアップ開始の説明 <input type="checkbox"/> 本人への説明 <input type="checkbox"/> 保護者への説明 (同意 不同意) (同意 不同意) 不同意の場合の要求内容等

いじめ解消までの経過観察シート

学年組 氏名	年組 氏名	記入・活用要領		(男・女)
認知した日	年 月			
概要		指導の概要		「保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」わけですので、いじめの事実について保護者が知らないということのないよう、しっかりと伝えとともに、学校との連携協力のあり方について、その意向を確認しておくことは大切です。
<input type="checkbox"/> 保護者との連携(概要理解・対応)		<input type="checkbox"/> 保護者との連携(概要理解・対応への)		月 日 父・母と協力・児童生徒への関わり)
それぞれ、記入、対応が終わったら、□にチェックを入れ、確認することで対応忘れを防ぐことができます。		一応の指導の後、被害児童生徒本人と、その保護者に対し、いじめが再発しないよう、相当期間の経過観察に入る旨を伝えることは、本人に安心感をもたせるとともに、保護者に学校の指導について理解いただく上でも大切です。		
<input type="checkbox"/> 経過観察基準日(年 月)		<input type="checkbox"/> 経過観察を行うこと及び聴き取り日の説明 (本人)		<input type="checkbox"/> 保護者
<input type="checkbox"/> 1週間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者 聴取者;()		いじめの解消には、本人が感じる被害性が大きくかわります。 その時々、本人の気持ちを表した言葉を証言として具体的に記録しておくことが大切です。 本人が「大丈夫です」と言ったなら、そのまま本人の言葉として記録しておき、「問題なし」のように記入者が判断して記入することのないようにすることが必要です。 また、学校では本心を話さない場合もあります。ストレスのはけ口を家族に求める事もあります。その様子は、学校では見えません。本人が保護者に話す内容や、学校から帰った後の様子、学校に向かうときの様子など、保護者にしかわからない情報がたくさんあります。必ず保護者に本人の状況を確認し、保護者の言葉として具体的に記録しておくことが大切です。
<input type="checkbox"/> 次の1週間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者 聴取者;()		
<input type="checkbox"/> 次の2週間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者 聴取者;()		
<input type="checkbox"/> 次の2週間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者 聴取者;()		
<input type="checkbox"/> さらに2週間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者 聴取者;()		相当期間の経過観察の後、いじめ解消の判断をするために、本人、保護者に対して、これまでの観察状況、聴き取りの確認を行い、根拠を説明しながら、一応の解消とすることへの同意・不同意を確認します。 その際、その後もフォローアップとして引き続き様子を見ていくこと、本人・保護者が気づいたことがあればいつでも学校に連絡するようお願いすること等について伝えることで、安心してもらえると思います。 なお、学校側と家庭との見方に食い違いがある場合には、解消を焦らずに、指導及び経過観察を継続することが大切です。
<input type="checkbox"/> さらに1ヶ月間の観察状況(年 月 日) 観察者;()		<input type="checkbox"/> 本人・保護者 聴取者;()		
いじめ防止等組織として		経過観察3か月()		フォローアップ開始の説明 <input type="checkbox"/> 本人への説明 (同意 不同意) <input type="checkbox"/> 保護者への説明 (同意 不同意)
		不同意の場合の要求内容等		

別紙2 (重大事態発生時における関係者からの聴取結果報告形式)

※ いじめにより不登校をきたした場合は例として

(文書記号番号)
年 月 日

須賀川市教育委員会 様

須賀川市立 学校長 氏名 印

いじめ事案 (重大事態) に係る聴取結果報告

- 1 当該児童生徒について
(学校名)
(学年・学級・性別)
(氏名)

- 2 欠席期間・当該児童生徒の状況

- (1) 欠席期間

年 月 日 ～ 年 月 日
(連続して 日間、または、断続で合計 日間)

- (2) 児童生徒の状況

- 3 調査の概要

- (1) 調査期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- (2) 調査組織

※ 外部専門家が調査に参加した場合は、当該者の属性

- 4 聴取内容

- (1) 当該児童生徒・保護者

- (2) 教職員

- (3) 関係する児童生徒・保護者

- (4) その他

- 5 今後の当該児童生徒への支援方策

※ 市教委から市長、県教委等への報告についても、同じ形式とする。

須賀川市いじめ問題専門委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に対処し、及び当該事態と同種の事態の発生の防止に資するために設置する須賀川市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、重大事態発生時に、教育長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) いじめ対策の取組に関する調査
- (2) いじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供や支援に関する事項
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門委員会の委員は、重大事態に対応するために教育、福祉、心理、医療、司法等の専門的な知識及び経験を有する者で組織する。

2 委員は、当該調査に係る事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）のうちから教育長が委嘱する。

3 臨時委員及び調査員を専門委員会に置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により委嘱された日から第2条の答申が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6条 専門委員会は、教育長が必要と認めるときに招集し、委員長が会議の議長となる。

- (1) 専門委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (2) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (3) 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月15日から施行する。

須賀川市公立小・中学校出席停止命令に関する要綱

1 趣旨

須賀川市公立小・中学校管理規則（昭和54年須賀川市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第40条第5項の規定に基づき、出席停止命令に関して必要な事項を定める。

2 出席停止の要件

校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて、他の児童の教育に妨げがあると認める児童又は他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒の保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命じる必要があると認めるときは、規則第40条第1項の規定により速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 校長からの意見具申

規則第40条第1項の規定による報告は、当該児童生徒が在籍する学校の校長が、次に掲げる事項を記載した出席停止に係る意見具申書（様式第1号）を教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 当該児童生徒の氏名、生年月日
- (2) 当該児童生徒の保護者の氏名及び住所
- (3) 当該児童生徒の在籍する学年組
- (4) 出席停止の期間
- (5) 性行不良の状況
- (6) これまでの学校の取り組み
- (7) 出席停止の理由
- (8) 出席停止期間中の指導計画
- (9) その他参考意見

当該児童生徒の行為により被害を受けた児童生徒又はその保護者から事情聴取した場合には、その聴取した内容

当該児童生徒の指導に関与した職員の意見を求めた場合には、その意見の内容

4 保護者からの意見聴取の具体的な方法

- (1) 規則第40条第3項の規定による保護者の意見聴取は、教育長の指名により、事務局の職員又は当該児童生徒が在籍する校長が行うものとする。
- (2) 意見聴取は、緊急の場合を除き、意見聴取を行う者が保護者と面接して行わなければならない。

5 当該児童生徒からの意見聴取

教育委員会は、出席停止を命じようとするときは、当該児童生徒から意見を聴取する機会の確保に配慮するものとする。

6 被害者である児童生徒及び保護者への対応

- (1) 教育委員会は、出席停止を命じようとする場合において必要と認めるときは、出席停止に係る児童生徒の行為により被害を受けた児童生徒又はその保護者から事情を聴取することができる。
- (2) 教育委員会は、出席停止を命じようとするときは、当該児童生徒の指導に関与した関係機関の職員の意見を求めることができる。

7 出席停止の期間の設定の在り方

出席停止を命ずる期間は、できる限り短い期間としなければならない。

8 命令の方式

出席停止の命令は、出席停止通知書（様式第2号）を当該児童生徒の保護者に交付して行わなければならない。

9 出席停止期間中の指導

教育委員会は、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。

10 出席停止の解除

教育委員会は、出席停止を命じた期間中に当該児童生徒の状況により出席停止を命ずる理由がなくなつたと認めるときは、出席停止解除通知書（様式第3号）により出席停止の命令を解除することができる。

11 学校復帰後の指導

出席停止の期間終了後、学校は保護者や関係機関との連絡を強めるなど、適切な指導を継続していかななければならない。

附 則

この要綱は、平成14年1月11日から施行する。

この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。

様式第1号

(文書記号番号)
年 月 日

須賀川市教育委員会 様

所属校 校長 氏名



出席停止に係る意見具申書

須賀川市公立小・中学校管理規則第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり出席停止についての意見を具申します。

記

児童生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所			
学年組		担任名	
出席停止の期間			
性行不良の状況			
これまでの学校の取組			
出席停止の理由			
出席停止期間中の指導計画			
その他参考意見			

様式第2号

(文書記号番号)
年 月 日

保護者（氏 名）様

須賀川市教育委員会 印

出席停止通知書

学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（又は第49条）の規定により、
下記のとおり出席停止を命じます。

記

学校名・学年組			
児童生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所			
出席停止の期間			
出席停止の理由			
出席停止期間中の指導計画			

保護者（氏 名）様

須賀川市教育委員会 印

出席停止解除通知書

須賀川市公立小・中学校出席停止命令に関する要綱第10項の規定により、下記のとおり出席停止を解除します。

記

学校名・学年組			
児童生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所			
出席停止解除 年 月 日			
出席停止解除後の 指導計画			

須賀川市立中学校における 重大事態についての調査報告

【概要版】

平成 3 0 年 3 月 1 2 日
須賀川市いじめ問題専門委員会

第1 これまでの経過

1 事案の概要

- (1) 平成29年1月27日(金)、須賀川市内の中学1年生男子生徒(以下「当該生徒」という)が、自宅において自死するという事案が発生しました。
- (2) 須賀川市教育委員会は、当該生徒がいじめを訴えていた事実があったことから、いじめ防止対策推進法第28条1項に規定する重大事態として捉え、同年3月10日に須賀川市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という)を開催し、いじめの全容と、いじめと自死との因果関係を明らかにし、学校及び教育委員会の対応について検証するため、専門委員会に諮問しました。

2 審議経過

開催日	経過	備考
平成29年		
3月10日	専門委員会の設置, 諮問	
	第1回 専門委員会	調査手法・実施方法
4月4日	第2回 専門委員会	調査手法・実施方法
17日	聴き取り調査	教職員, SC
20日	聴き取り調査	教職員
27日	第3回 専門委員会	聴取結果の検討, 今後の計画
5月29日	聴き取り調査	教職員
6月19日	聴き取り調査	生徒
7月12日	聴き取り調査	生徒
14日	第4回 専門委員会	聴取結果の検討, 今後の計画
8月2日	聴き取り調査	医療機関
4日	聴き取り調査	当該生徒の両親
21日	第5回 専門委員会	審議・検討
9月12日	第6回 専門委員会	審議・検討
10月4日	第7回 専門委員会	審議・検討
26日	第8回 専門委員会	審議・検討
11月1日	質問紙調査	小学校時の担任
15日	第9回 専門委員会	審議・検討
30日	第10回 専門委員会	審議・検討
12月6日	第11回 専門委員会	審議・検討
	説明	当該生徒の遺族
12月21日	報告書提出	

第2 調査結果

1 当該生徒について

当該生徒は、きょうだい思いの中学生で、自ら進んで塾に通い、部活動にも精力的に打ち込んでいました。

当該生徒には、ストレスがかかるとする行為（以下「ストレス行為」という）がありました。

保護者は、当該生徒のことで心配なことを、担任やスクールカウンセラーに相談し、スクールカウンセラーから勧められた医療機関を、自死直前に受診させています。

温和な性格であり、いつも笑顔で学校生活を送る一方で、つらい時でも楽しそうに明るく振る舞っていた様子を、同級生らが語っています。

亡くなる数ヶ月前には、ストレス行為の状況がひどくなっており、当該生徒がなんらかの強いストレスにさらされていたと考えられます。

自死前日に、当該生徒が医師との会話を再現したものを同級生に見せており、その中にはいじめに関する記載もありました。

2 いじめの全容

専門委員会が、いじめ防止対策推進法第2条1項に該当し、いじめであると判断した事実は以下のとおりです。

(1) 菌回し

「菌回し」とは、特定の生徒に触れると「菌」がつくとして、その「菌」を他の生徒に移すために他の生徒にタッチし、それを次々に行うことであり、当該生徒が所属する学級ではこのように呼ばれていました。

当該生徒に対する「菌回し」とよばれる行為は、当該生徒のストレス行為の1つ等をきっかけとし、中学校入学後すぐである5月頃から始まり、次第に規模を拡大しながら2学期がピークとなり、年末の学級担任の指導によって規模は縮小したものの、3学期になっても続いていたと考えられます。

(2) その他の日常的な悪口・からかい

当該生徒は、複数の同級生から様々な悪口と思われる言葉をかけられていたことが明らかとなりました。これらは、学級内で日常的に行われていたもので、時期や発言者については不明なものが多いです。

日常的なからかいの一場面として、当該生徒が触れたものを避けるような言動や、当該生徒を馬鹿にするように質問攻めにしてからかう様子なども目撃されています。

当該生徒の学習に関するからかいとして、教科書をうまく読むことができなかったことで、同級生に笑われ、悔しそうな様子をみせたこと、勉強がで

きないことについてからかわれていたこと等がありました。

当該生徒が、他の学級の生徒に相談した内容やアンケートによる申告、三者面談での申告として、同級生に真似をされからかわれたこと、本音を聞かれからかわれたこと、体形のことを言われからかわれたこと、机を蹴られたこと、女子生徒との会話についてからかわれたことなどがあります。また、同級生に馬鹿にされたり嫌がられたりしたことを理由に、当該生徒は、担任教師に席替えの申出をしていました。

(3) 部活内でのからかい

当該生徒は、所属していた部活動内で数人から、当該生徒が不快に思う人格を否定するようなあだ名、髪型をからかうようなあだ名をつけられ呼ばれていました。1つめは6月頃から、2つめは10月頃から呼ばれ始めて、顧問から全体に向けて指導はありましたが、その後も止まず、3学期になってもあだ名で呼ばれていました。

また、この他にも、時期は不明ですが、当該生徒の人格を否定するような別の言葉で呼ばれたり、当該生徒の部活動での技量が劣っていることから、中に入るなという趣旨のことを言われ、仲間はずれにされたりしていました。

3 自死との因果関係

(1) ストレスの主たる原因

中学校入学後、当該生徒のストレス行為の状況がひどくなったことから、当該生徒がなんらかの原因により相当強度のストレスにさらされていたと考えられます。当該生徒のストレス行為の状況がひどくなった時期を考えると、家庭内には当該生徒を取り巻く環境に大きな変化は確認できず、家庭内の問題が強いストレスの主たる原因ではないと考えるのが相当です。

(2) 学校内の問題

ストレス行為の1つは小学校3年生の時から始まり、小学校の担任からは学習面で課題を抱えていたことの指摘があったものの、6年生になって学習塾に通い始めてからは、ストレス行為が見られなくなり、学習面でのストレスの改善が見られています。

中学校入学後、保護者の心配は、当該生徒が勉強をしないこと、宿題をしないこと、そしてストレスがかかるとストレス行為をすることでした。

当該生徒は、テストの点数がよくなかったことで同級生にからかわれる、教科書がうまく読めずに悔しい思いをする、また、自死直前の1月26日には、学習面で課題のある生徒を集めて実施された補習授業に呼ばれている等、学習面で課題を抱えていたことは明らかであり、ストレスを感じていたことは否定できません。当該生徒は、所属する学習環境では、十分な学習を行うことができず、ストレスが増えていったと考えます。つまり、本来であ

れば、当該生徒の特性等に合わせた学習環境の整備について検討の必要な状況であるにもかかわらず、適切な環境整備のないまま当該生徒はストレスを抱える状態に置かれ続けていたと考えられます。

このような状況に、さらに拍車をかけたのが、当該生徒に対する様々な「いじめ」でした。

当該生徒に対する「いじめ」は入学してまもなく始まり、次第にエスカレートしていきました。2学期がピークであったようですが、3学期もやみませんでした。いじめにかかわっていたのは、クラスの男子の大半と一部の女子、そして同じ部活の生徒でした。いじめの内容は、殴る、蹴るといった直接的な暴力ではないものの、当該生徒の人格を否定するような「からかい」「悪口」であり、期間は長期に及んでいます。学校生活の大半を過ごす学級、そして当該生徒が楽しみにしていた部活においてもいじめが発生していることなどからすれば、当該生徒が受ける影響は相当強度なものであったと考えられます。

また、当該生徒はもともと辛いことがあっても辛い素振りをみせず、周りに助けを求めることが苦手な性格でありましたが、仲の良い同級生に当該生徒なりに悩みを打ち明けており、学校が実施した「いじめ（悩み）についての調査」にも悩みを記載しています。このことから、当時、当該生徒が学校内で相当辛い思いをしていたことは想像に難くないといえます。

(3) 他の要因

当該生徒が自死を選択したことの要因として、上記の他に①自死の直前に医療機関を受診していることが原因となったのではないかと、②直前まで元気そうに見えていたことから、学校生活を苦にして自死を選択することはあり得ないのではないかと、の2点について検討が必要です。

医療機関への受診については、この日が当該生徒にとって初診であり、一般的な問診にとどまっています。問診内容から自死を選択するような大きなショックを与えたものとするのは困難と考えます。

直前まで元気そうに見えていたことについては、当該生徒の性格については前述したとおり、もともと辛いことがあっても表に出さず（出すことができず）、明るく振る舞う傾向がありました。したがって、自死直前まで明るく振る舞っていたからといって、当該生徒が悩んでいなかったと即断することはできません。現に当該生徒が3学期になって元気がない様子を複数の生徒が感じそれぞれ証言しています。

(4) 結論

以上のことから、当該生徒が自死を選択した原因は、当該生徒に適切な学習環境をはじめとする社会資源が提供されず、周囲にうまく適応できない中でいじめを受けたことであり、いじめが自死を選択した大きな一因であると専門委員会は判断しました。

4 対応についての問題点

(1) いじめの理解が不十分であること

- 当該校は、いじめ防止基本方針を策定していたものの、それについての教職員の認識が浅く、何より「いじめ」の定義が教員によっては十分理解されていなかった。

「いじめ」に該当するかについては、被害生徒の認識が重視されなければならない。その認識を把握するにあたっては、被害生徒の性格・能力についても十分考慮されなければなりません。

- 「いじめ」が長期化し、不可視化する傾向をもっていることについての認識が乏しかった。

教員から指導されれば「いじめ」は指導した教員から見えないところで継続することがあり、場合によっては以前にも増して激化することがあることについての認識と配慮が不足していました。

- 当該生徒が「大丈夫です」と答えたからといって、いじめが解消したと判断することは危険であり、さらに丁寧な見守りが必要であることについても認識が乏しかった。

そのために、当該生徒への対応が遅れた側面も否定できません。

(2) 教職員間の連携が不足していたこと

- 学級担任が把握した部活動内での「いじめ」の情報と部活動顧問への指導の依頼、学級担任が当該生徒の保護者からの要望で繋いだスクールカウンセラーとの面談等、学級担任と部活動顧問、学級担任とスクールカウンセラーとの間に適切な連携が成立していなかった。

そのため、部活動顧問による加害生徒への具体的な指導が欠如したり、保護者の抱える困り感から当該生徒が大きなストレスを抱えていたことを把握していながらもそれをある一面とのみ結びつけ「いじめられている子ども」という観点が欠如したままカウンセリングが行われたりしてしまう状況となってしまいました。

これらの適切な連携が成立し、学級担任が把握している情報を介し「いじめ」とそれによる当該生徒の「ストレス」という共通理解が生じていれば、より有効な手立てがとれていた可能性があります。

- 「菌回し」については、学年会で報告され、学年の生徒指導係による生徒集団に対する指導が行われていたにもかかわらず、一部の学年所属の教員は学年会に出席しておらず「菌回し」の存在を知らなかったと証言しており、教職員間での連携の不十分さも伺える。

学年会を欠席した教員がいた場合には、当該教員に会議内容が報告されるべきでありますし、逆に欠席した教員自身も議事録を確認するなど会議内容に積極的に関心をもつことが必要です。

(3) 当該生徒の行動・態度について適切な把握がなされていなかったこと

- 当該生徒の特性について、きちんと認識されず、いじめを誘発する可能性を有していたことを見逃している。
- スクールカウンセラーは当該生徒のもつ課題は重大と感じているが、それを生み出す原因にのみ着目し、それが生み出す結果（いじめ）を推察し配慮する姿勢がなかった。
- 当該生徒のもつ課題の解決は、簡単ではないが、少なくとも教職員等がその問題性を十分に共通認識としてもち、当該生徒を長期的に見守りながら、家庭とも連携しつつ徐々に改善されるように働きかけていくことが必要であった。

その際、当該生徒のもつ課題が「いじめ」を誘発する可能性があることを念頭におき、特に慎重な配慮が求められます。

(4) 加害生徒に関する認識が不足していたこと

- 指導の際にはその加害生徒が抱える課題を鑑み、通常の指導にとどまらず、教員とスクールカウンセラーが連携して指導にあたるべきであった。指導対象の生徒のもつ問題について十分考慮することなく、通常の指導にとどまったことが問題を大きくしてしまった要因の一つと考えられます。

(5) 組織的対応が不十分であったこと

- 「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会）がいじめ問題取組の中核組織と定められているにもかかわらず、担任ら教諭が個々に対応し、個々の教諭が重大であると考えた事案について学年会に報告し、学年会が必要と考える対応をし、「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会）に報告するといった運用がなされており、その結果組織的対応は不十分なものとなった。

そもそも学年会が時間的制約などで十分に議論できないことから、学年会所属教員の中で、「これは学級内の問題なので、学年会で議題に挙げるまでもない。他に議論することが多いので学年会で挙げるのをやめよう。」という心理が働いていたようで、担任は「いじめ」の端緒となる事実を認識しながらも学年会に報告しておらず、本件においても重大化する前に組織として適切な情報共有がなされませんでした。

- 学年会において「いじめ」に関する報告が挙げられた場合でも、担当教諭が「指導した」と報告すればそれ以上の組織としての追跡調査は行われず、解決済みのものとして「いじめ」について組織的な対応がなされなかった。

ことに本件においては、当該生徒の特徴から、ヘルプサインを出さない傾向があったことで、組織的に十分に考慮されないまま、単に当該生徒が楽しそうにしていたから、という理由でいじめが「おさまった」と判断され、指導後の十分な組織的見守りもないままとなってしまうました。それ

が、「いじめ」が3学期になっても継続していた一つの要因と考えます。当該生徒に対する「いじめ」と認められるべき事案が発生していたにもかかわらず、そのことを認知した教員間で適切な連携がとられず、組織としての対応も十分になされず、事態を過小評価したことによって本件は最悪の結末に至った可能性が否定できません。

(6) いじめ問題に対応する人員が不足していること

- 個々の教職員の「いじめ」に対する意識の希薄さが第一次的には問題とされるべきであるが、日々の業務の中で十分に「いじめ」問題に向き合う余裕が与えられていなかったことも根本に横たわる問題である。
- 学年会において議題としなくてすむように、学級担任が自ら処理しようとして抱え込みがちになっていた。
- このような学校体制、絶対的なマンパワーの不足も今回の事案の背後に隠された課題である。

第3 提言

1 いじめ防止基本方針の確認と徹底

当該校は、法律で定められたとおり、いじめ防止基本方針を策定しいじめ対策委員会を設置していましたが、それが有効に機能せず、当該生徒の自死という最悪の結末に至ったことは重大な問題です。

いじめ防止基本方針は教職員間で共有されず、むしろ策定しただけで形骸化していたと言わざるを得ません。この点を当該校は反省し、「いじめ防止基本方針」の共有、また共有されていることの確認が行われるよう改善すべきです。

当該校では当該生徒が自死した後に、教職員間で「いじめ防止基本方針」の読み合わせを行っていたようですが、遅きに失すると言わざるを得ません。

また、同指針は今後の社会情勢や子どもたちを取り巻く環境の変化によって変容する可能性があります。そのような場合にそなえ、一度策定したことで終わりとしせず、少なくとも毎年基本方針の内容について検討を加えるべきです。

2 いじめ防止基本方針の策定場面に現場の声を入れること

このように「いじめ防止基本方針」が認識されず、共有されず、形骸化していることのひとつの要因として、それが策定される過程に教職員が参加していないことが挙げられます。今回の事案を受けて、当該校は方針を見直し、新たに策定し直すことが検討されるべきです。その場合に、方針策定過程に一部の教職員だけでなく、すべての教職員が当事者として参加するという方法をとることも可能です。

さらにいえば、いじめ防止の当事者は、教職員だけでなく生徒自身も当事者であり、その過程に生徒の参加を促すことも有効だと考えます。

3 教職員間の連携を密にして組織的に対応すること

いじめを根本からなくすためには、いじめの状況、被害生徒のいじめを誘発する要因（たとえばコミュニケーションの特徴、社会性の未熟さなど）、加害生徒のいじめ行為の背景と要因などを総合的に検討し、長期にわたって観察を続け、不可視的ないじめの発生をできる限り減じ、望ましい人間関係を構築できるように指導援助していくことが必要です。

また、いじめ問題への対応は広範囲にわたることから、学級担任一人に任せきりにすることなく、学校（組織）として、同一の観点から複数名の教職員が協力しながら継続的に対応していくことが重要です。

本件は、学級担任や部活動顧問、スクールカウンセラーがそれぞれに当該生徒の問題について把握していましたが、それらについて共有がはかられなかったことで当該生徒が抱えている問題についての「気づき」が遅れ、対応が後手に回ったことが判明しました。このような悲劇が二度と起きないためにも、生徒とかかわる教職員同士の連絡体制とともに、いじめ対策委員会が些細なことも含め情報を把握し対応する体制の再構築を検討すべきです。

4 人的組織の充実と外部資源の活用

「いじめ」問題について対応するにあたっては、数回の指導にとどまらず、継続的な見守りと時機に応じた適切な指導が不可欠です。そしてそのような対応は学級担任一人にとどまらず、他の教職員にも求められています。他の教職員と情報を共有し対応を検討するためには、「いじめ対策委員会」や学年会などの会議を利用することが考えられますが、その会議において「いじめ」問題について検討する時間が十分に与えられていなければなりませんし、当該校のような規模の学校においては、生徒指導委員会とは別にいじめ対策委員会を開催することなども検討されなければなりません。さらにいえば、学級担任を始めとする教職員一人一人が余裕をもって生徒に接することができるようになるためにも、教職員一人一人の負担を軽減しなければなりません。現在の教育現場において、教職員の負担増が問題視されて久しいですが、それによって子どもたちの「いじめ」問題についての対応が後回しにされ、あるいは軽んじられることがあってはなりません。

校内体制の整備に当たっては、学級や学年間の連携を考えるだけでなく、「支援・援助」の役割を専門性として持っている「養護教諭」や「スクールカウンセラー」、「特別支援教育コーディネーター」といった校内資源の活用をまずは検討する必要があります。特に、生徒のもつ特性が「い

じめ」を誘発する原因の一つともなるケースにおいては、「特別支援教育コーディネーター」の存在が大きな役割を果たすものと思われます。

また、校外の関係機関との連携に際しては、生徒の学校生活を中心に家庭生活や地域社会生活を繋ぐ役割も求められるため、スクールソーシャルワーカーをはじめとして、保健師や福祉系の相談支援専門員等、関係諸機関とどのように連携していくかについて、学校では常に検討しておく必要があると思われます。

第4 最後に

当該生徒が自死し、時を置かずに須賀川市教育委員会から専門委員会の組織が計画されたことは法律に沿ったものです。しかし、専門委員会は学校の外部の機関であり、そのような専門機関が調査を行うことで当該校の振り返りと検討の機会を奪った側面も否定できません。

すなわち、本調査委員会の設置によって当該校は自ら本件についての振り返りと検討と原因究明の努力を継続していたのか、専門委員会からの調査への対応といった眼前の課題を優先していなかったか、検証がされなければなりません。専門委員会が設置されたことによって、重大いじめ事件が発生した学校における自主解決に向けた取り組みが阻害されることがあったとすれば、それは本末転倒です。教育委員会及び首長にあっては、専門委員会と当該学校の自主解決の取組が車の両輪として機能するように調整を図ることが求められます。

本報告書をひとつの材料として、今後当該校をはじめとする全国の学校で二度とこのような痛ましい出来事が起こらないように、徹底した議論と対策を講じることを求めます。

引用・参考文献

- 「生徒指導提要」平成22年3月 文部科学省
- 「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集」
平成20年11月文部科学省
- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引」平成22年3月 文部科学省
- 「いじめ問題への取組の徹底について（通知）」平成18年10月 文部科学省
- 「いじめ問題に関する取組事例集」
平成19年2月 文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- 「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」
ーぬくもりのある学校・地域社会をめざしてー
平成19年2月 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ(第1次)
- 「いじめ防止対策推進法」平成25年6月公布
- 「いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）」
平成25年6月19日
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日（文部科学大臣決定）
同 平成29年 3月14日（最終改定）
- 「生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくりー『学校いじめ防止基本方針』策定
Q&Aー」平成25年11月（国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月（文部科学省）
- 「福島県いじめ防止基本方針」平成29年9月1日（福島県・福島県教育委員会）
- 「須賀川市立中学校における重大事態についての調査報告」平成29年12月21日
（須賀川市いじめ問題専門委員会）